

六 親 會 會 則

- 一、本会は「六親會」と称し、事務所を会長宅に置く。
- 一、本会は、原則として小山六丁目の居住者、並びに店舗事務所等で営業、又は、勤務する個人を以って組織する。
- 一、本会は、小山六丁目の大神輿の管理保存運営等の為の親睦を目的とし、会員相互がその目的を達成させる為に、広く町会事業等への参加協力を惜しまないものとする。
- 一、本会は、下記の役員及び実行委員を置く。
 - 会 長 一 名
 - 副会長 若干名
 - 幹 事 若干名(会計、総務を含む)
 - 相談役 監査役 若干名
- 一、総会は、原則として毎年四月に開催するものとする。
- 一、総会の議長はその都度選出する。
- 一、総会に於いて、役員を選出するものとする。
- 一、会長の任期は三年とする。
尚、再任は防げない。
- 一、総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。
尚、可否同数の場合は議長、是を決するものとする。
- 一、会長は、必要と認める時、随時幹事会を開催する事ができる。
又、必要と認めた時、幹事会の承認のもとに臨時総会を開催する事ができる。
- 一、会長は、本会の主催又は後援する行事の実行委員を任命する事ができる。
- 一、本会の会費は、会員各自が平等に負担する事を原則とし、会の運営にあてる。
- 一、本会の慶弔費は、慶事の場合は本人のみ。弔辞の場合は一親等とする。
- 一、本会の規約は、総会の決議に因って変更するものとする。